

# “工事の適正執行のための勘所”の運用支援

## ～ 工事監理連絡会の充実 ～

令和7年2月  
国土交通省 九州地方整備局  
企画部技術管理課

# 背景 ～工事監理連絡会運用の変更～

- 働き方改革（罰則付き時間外労働規制）に向けた九州地整の新たな取り組みを令和5年度より実施  
⇒ 現場(受発注者双方)が問題なくスムーズに動けるよう運用基準の再構築

生産性向上(≒時間外労働削減)を実感するための運用基準の再構築  
⇒ 5つの運用基準の改正とパッケージ運用【通称:5(ファイブ)ルール】  
・上記基準の適正運用を促すポイント集【通称:工事の勘所】



- しかしながら現場では下記のような問題が散見される

## 業界団体・いきいき現場づくりからの意見

- 上記運用基準について各事務所とも認識は高いものの、事務所によって温度差があり
- 事務所と主任監督員間の風通しが悪い
- 監督補助の認識度や技量によって受注者に対する負担が違う
- 概算発注での設計の遅れや電柱移転など支障物件の遅れで契約してもすぐ着工できない
- 設計変更時に時間がかかる、また設計変更を認めてくれない案件あり
- 数量増や中止以外の工期延期を認めて頂けない 等々

新たな支援

- “5(ファイブ)ルール” や “工事の勘所” の現場運用の徹底を図るため、  
**「工事監理連絡会」での確認項目を充実**

## 【従前】

### 「工事監理連絡会」対象工事と開催条件

#### ①対象工事

・平成22年4月1日以降に契約する全ての工事

#### ②開催条件

「工事監理連絡会」の開催は、受注者と協議を行い可否を決定(※受注者の要望があれば開催)

### 「工事監理連絡会」の構成

#### ①受注者(現場代理人、監理技術者等)

#### ②詳細設計を実施したコンサルタント等

#### ③発注者(発注担当課長等、主任監督員等)

### 「工事監理連絡会」の対象とする事項

#### ①詳細設計の設計意図に関する事項

#### ②工事請負契約書第18条(条件変更等)に関する事項

#### ③土木工事共通仕様書1-1-3(工事設計図書の照査等)に関する事項

#### ④「かし担保」の条項に関する事項

#### ⑤その他

## 【今回】

### 「工事監理連絡会」対象工事と開催条件

#### ①対象工事

・令和7年2月3日以降に契約する全ての工事

#### ②開催条件

「工事監理連絡会」の開催は、受注者と協議を行い可否を決定(※1) ※1受注者の要望があれば開催

### 「工事監理連絡会」の構成

#### ①受注者(現場代理人、監理技術者等)

#### ②詳細設計を実施したコンサルタント等

#### ③発注者(発注担当課長等、主任監督員等)(※2)

※2技術副所長等(質疑内容が今後の工事に大きく影響する場合)

※2積算技術・工事監督支援業務等[注:事前に発注者より疑義内容等の共有を実施]

### 「工事監理連絡会」の対象とする事項

#### ①詳細設計の設計意図に関する事項

#### ②工事請負契約書第18条(条件変更等)に関する事項

#### ③土木工事共通仕様書1-1-3(設計図書の照査等)に関する事項

#### ④「かし担保」の条項に関する事項

#### ⑤条件明示の確認(※場合によっては合同現地調査の実施)

#### ⑥工事工程クリティカルパスの共有

#### ⑦設計変更内容の明確化(※3)

#### ⑧合同現地調査の実施(※受注者の要望があれば必ず開催)

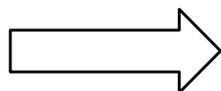
#### ⑨その他 ※3 大規模な設計変更、工事中止等については設計変更協議会を必ず実施

# 工事監理連絡会 ～受注者との情報共有、協議の迅速化～

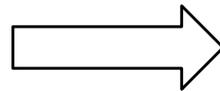
工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下の施策を継続して取り組む

- ・工事監理連絡会(三者会議): 発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止
- ・ワンデーレスポンス : 施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消
- ・ウィークリースタンス : 現場環境改善として休日等を作業の期限にしない、業務時間外の連絡を行わない等の取組
- ・設計変更協議会 : 各種ガイドラインの活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施

工事着手時



施工中



変更設計

## 【工事監理連絡会(三者会議)】

施工者

### 「三者会議」

- ・現場条件の把握
- ・設計思想の把握
- ・クリティカルパスの共有
- ・合同現地調査 等

発注者

設計者

課題を早期に把握し

**円滑な工事着手や手戻りの防止**

## 【ワンデーレスポンス & ウィークリースタンス】

協議・承諾・確認等

発注者

施工者

- ・ワンデーレスポンス
- ・ウィークリースタンス

適切な工程管理が可能となり

**現場の生産性が向上**

## 【設計変更協議会】

発注者

施工者

発注者と受注者が

- ・設計変更の妥当性
- ・工事の中止等の協議・審議
- ・クリティカルパスの共有等を実施

変更設計の透明性を図り

**円滑な変更手続**

受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施。

原則、全ての工事が対象

原則、全ての工事が対象

変更を伴う全ての工事が対象  
(数量精査等軽微な変更は除く)

# 適切な設計変更のために① ～施工条件明示の徹底～

- 工事によっては明示する条件の不足や不明瞭さにより、円滑な設計変更が図られないケースが見受けられる。

## 業界団体からの意見

- 借地が必要であるのに、明記されていない。
- 概算発注であるのに、設計完了予定が明記されていない。
- 支障物件の移設が、明記されている時期に完了しない 等

- 適切な条件明示の徹底を図るため、「土木工事施工条件明示の手引き (Ver. 2.0)」を作成し、令和5年12月に事務所に通知。



土木工事施工条件明示の手引き  
(ver.2.0)



令和5年12月

九州地方整備局  
企画部 技術管理課

## 具体的な明示例

- 用地関連 (借地に関する条件の明示)  
⇒本工事の施工に必要な参考図に示す用地については、発注者側で借地する予定であり、使用可能時期は、○年○月○日以降を予定している。
- 支障物件関連 (移設完了時期の明示)  
⇒本工事区間のうちNo.○○からNo.○○の間については、地下埋設物として○○○(電気・電話・ガス・水道等)があり、移設が完了し施工が可能となる時期は、○年○月○日頃の予定である。
- 「その他」に記載  
⇒着手後の現場相違も想定した上で、事前に明確にしておくべき当初設計条件も記載[次頁以降に記載例記載]

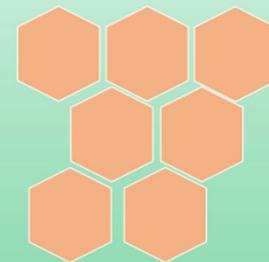
※ 新たに「土木工事施工条件明示の手引き(ver.3.0)」に追記済み

- ① 九州地方整備局HPのトップページで『事業者の方へ』をクリック。
- ② 『働き方改革に関する取り組み』をクリック。
- ③ 『土木工事施工条件明示の手引き』をクリックすると確認できます。

The screenshot shows the website's navigation menu with '事業者の方へ' (For Business Operators) highlighted in red and circled with ①. A yellow arrow points to the '働き方改革に関する取り組み' (Work Style Reform Initiatives) link, which is also circled with ②. A second yellow arrow points to the '土木工事施工条件明示の手引き' (Construction Condition Disclosure Guide) link, circled with ③. Below the navigation, a list of documents is shown under the heading '働き方改革5運用基準 (通称:5 (ファイブ) ルール)'. The fourth item, '土木工事施工条件明示の手引き', is highlighted with a red box and circled with ③.



## 土木工事施工条件明示の 手引き (ver. 3.0)



令和7年2月

九州地方整備局  
企画部 技術管理課

▲土木工事施工条件明示の手引き(ver.3.0)

# 適切な設計変更のために① ～施工条件明示の主な具体例(1)～

- **[前提]** 工事請負契約書18条「条件変更等」で協議を行い、その事実が認められれば契約変更可能。
- **[基本]** 施工条件の明示にあたっては「土木工事施工条件明示の手引き(Ver. 3.0)」を参照すること。
- 手引きはあくまで「例」であり、すべてを網羅したものではない。
- 表現方法は記載例や下記工夫案にとらわれる必要はなく、明示しやすい表現に適宜、修正すること。  
なお、下記工夫例は受注者からの協議にて変更したもの等を予め当初特記仕様書に記載することで変更契約の際に円滑な運用が図れるものである。

## 記載例

施工時(※特記仕様書(施工条件)(その他)に記載)

### ● 仮設工(日数)【手引きP15】

(現在) —(記載なし)—

(工夫案) ○○○の期間として○日を計上しているが、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

### ● 仮設【手引きP15】

(現在) —(記載なし)—

(工夫案) 敷砂利材は、施工後の水際利用を考慮し、敷砂利(RC-40)を厚さ10cm計上している。現地状況によりトラフィカビリティ確保のため、増厚が必要な場合は監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

### ● 敷鉄板(※例えば、重機の地耐力確保のための敷鉄板費用等は契約変更の対象)【手引きP15】

(現在) —(記載なし)—

(工夫案) 施工のために真に必要な面積については、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

# 適切な設計変更のために① ～施工条件明示の主な具体例(2)～

記載例

施工時

(※特記仕様書〔施工条件〕〔その他〕に記載)

## ●水替【手引きP15】

(現在)水替、濁水処理等は特段考慮していない。

(工夫案)排水方法(常時・作業時)は経済性だけでなく、築造構造物等の機能及び施工にあたる影響を踏まえて決定しており、当初については、作業時排水と考えているが、湛水により構造物(仮設物含む)の機能又は品質が害され、排水時後に手戻り等が生じる恐れがある場合は、常時排水とする等、詳細については監督職員と協議したうえで契約変更の対象とする。

## ●濁水処理【手引きP15】

(現在)水替、濁水処理等は特段考慮していない。

(工夫案)水替及び濁水処理等は特段考慮していないが、現地状況等により必要となった場合は、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

## ●公害関係【手引きP16】

(現在)水替、濁水処理等は特段考慮していない。

(工夫案)・水路の切り回しについては当初数量を見込んでいないが、施工方法等について切り回しが必要となった場合は監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

・水替、汚濁防止フェンスは計上していないが、現場状況により必要な場合は、監督職員との協議のうえ契約変更の対象とする。

## ●現場打ちから二次製品への変更【手引きP16】

(現在) —(記載なし)—

(工夫案)二次製品の活用については、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

## ●地下埋設物件等の試掘費用【手引きP16】

(現在) —(記載なし)—

(工夫案)試掘調査費については、現場条件等の制約により施工効率が低下し、作業日当りの施工量が実態と乖離する場合は、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

# 適切な設計変更のために① ～施工条件明示の主な具体例(3)～

記載例

施工時  
(※特記仕様書〔施工条件〕〔その他〕に記載)

## ●工事工程【手引きP16】

(現在)本工事の〇〇工については、〇パーティの施工で考えている。

(工夫案)本工事の〇〇工については、〇パーティの施工で考えている。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。

## ●関係機関協議【手引きP16】

(現在)関係機関(他官庁等含む)協議はすべて完了しており、特段条件は付与されていない。

(工夫案)・関係機関等との協議はすべて完了しているが、着手前に関係者へ詳細な説明等を実施すること。なお、新たに疑義が発生し変更が生じた場合は、別途、監督職員と協議すること。

・他官庁等との協議の結果、特定された条件は特段付されていないが、地元協議等により新たな事項が発生した場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

・施工範囲周辺は、耕作が行われているため、事前に土地改良区等に説明及び調整を行うこと。

## ●工事支障物件等【手引きP16】

(現在) ー(記載なし)ー

(工夫案)本工事区間において、用地買収後に残存する施設等及び工事着手後、新たに確認された埋設物等があった場合においては、その撤去について監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

## ●工事進入路の制限【手引きP16】

(現在)A工事で「工事進入路等はB工事にて施工予定であり、完成予定は令和7年〇月頃予定」と記載があるが、B工事で記載がない事例があった。

(工夫案)B工事でも「本工事内容の工事進入路はA工事でも利用することを予定しており、令和7年〇月末までに完了予定」と記載が必要。 ※2工事で整合を図る

# 適切な設計変更のために② ～工事工程クリティカルパスの共有～

## 工事工程クリティカルパスの共有

○施工当初段階において、受発注者間で工事工程の**クリティカルパス**と関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。

(平成29年度より維持工事・緊急対応工事等を除き原則的に全ての土木工事で適用)



### <工事工程共有の流れ>

- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成。
- ② 施工計画に影響する場合は、その内容と**受発注者の責任を明確化**。
- ③ 施工途中に**受注者の責によらない工程の遅れ**が発生した場合には、それに伴う必要日数について工期変更を実施。



担当者	事項	○月						
施工者	〇〇工	■						
	〇〇工		■	■	■			
	〇〇工			■	■	■	■	
	〇〇工						■	■
発注者	支障物件移設	■	■	■				
	〇〇協議	■						

クリティカルパスを含む工事工程(イメージ)

### 工期の変更・間接工事費の変更

○**一時中止の有無にかかわらず**、受注者に責任がない中で**工期を延期した場合**(天候要因等の場合)には、積算基準に基づき、**間接工事費を変更**。

※本基準を適切に運用できるよう、発注時に天候要因による休日日数を条件明示する。

○また、令和2年度に算定方式の係数見直し

# 適切な設計変更のために② ～直轄土木工事における適正な工期設定指針～

## 直轄土木工事における適正な工期設定指針

### 【特記仕様書の記載例】

#### 第〇条 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。 工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので協議すること。

令和6年3月

国土交通省 大臣官房 技術調査課

## (2) 施工段階

### 1) 工事工程クリティカルパスの共有

土木工事は、気象条件、地形条件、地域条件等の異なる状況下で現場において実施されるものである。そのため、当初想定した条件下での工程が、当初予期し得なかった種々の要因により遅れが生じたり、中断が必要になったりすることがある。

そのうち、受注者の責によらない場合は、受発注者間で協議のうえ、適切に必要な日数を延期する必要がある。協議を円滑に実施するため、原則すべての工事において、工事工程クリティカルパスを受発注者間で共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

↑  
「直轄土木工事における適正な工期設定指針」の抜粋→

### <工事工程クリティカルパスの共有方法>

円滑な協議を行うため、施工当初（準備期間内）において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限等（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。

工事工程は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、受注者が作成することとし、その旨、特記仕様書等に明示するものとする。

工事工程の共有にあたっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）も含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。

また、工期全体にわたって工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP）の機能を活用するものとし、受注者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

**※数量増や中止以外の場合でもクリティカルパスを共有**

### 2) 工期の変更 **し協議すれば工期延期可能**

工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有するものとする。

工程の変更理由が、たとえば以下①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を検討するものとする。なお、個別の工事における、工期変更の判断については、設計変更ガイドラインを踏まえ、適切に行うこととする。また、工期が翌年度に渡ることとなったときは、繰越等の手続きを行うものとする。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいた日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

## 見積の活用

○下記、青字については、次頁③、⑤、⑥の青字と重複

■ 厳しい施工条件を踏まえ、見積を活用した積算により、適切な設計変更を行う。

### <設計変更の対象とする直接工事費>

- ・ブロック工の不足する地域における間知ブロック張工
- ・河川維持工(伐木除根工)
- ・砂防工(コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等)
- ・電源設備工(発電設備設置工、無停電電源設備設置工)
- ・交差点部や民地乗入部、交通規制等の制約により施工効率が低下し、作業日当りの施工量が積算基準における標準作業量に対し小規模となる路面切削工(路面切削)、舗装打換え工(基層・中間層・表層)、切削オーバーレイ工(切削オーバーレイ)、オーバーレイ工(基層・中間層・表層)
- ・過去に同一地域で不調・不落の要因となった工種と同種及び類似の工種

### <設計変更の対象とする間接工事費>

- ・遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費等
- ・地域外からの労働者確保に要する下記に示す費用  
  - ・営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費
  - ・労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等の費用
- ・運搬費、役務費(資機材置き場の確保が困難な工事等)
- ・安全費(交通集中が見られる地域等)

※なお、公共工事設計労務単価は変更しない。

※設計変更の対象とする直接工事費、間接工事費については事前に監督職員と協議することが可能。

# 適切な設計変更のために③-1 ～設計変更が可能なツール1/2～

項目	適用時期	契約の可能性	内容	備考
① 標準積算基準との乖離	変更	△ 【要相談】 基準第一係へ	<p><u>標準積算基準書の適用条件を満足しているが、</u> ・小規模工事、地域特性や現場条件等の制約が著しく厳しく、標準日当たり作業量が現場と合っていない場合は、<u>工事監理連絡会や設計変更協議会を活用して設計変更を行うなど適切に対応</u></p> <p>[補足] <b>標準積算内のため、地域特性や現場条件での対外的理由整理が必要</b></p> <p>⇒ 受注者の見積りにて設計変更 ⇒ 1日未満で完了する作業の積算 ※区画線工、高視認性区画線工等</p>	<p>【要相談】 ・本案件の該当があれば、 本局基準第一係へ相談 下さい</p>
② 標準積算基準との乖離	変更	○	<p><u>標準積算基準書の適用条件を満足していない場合</u> ・契約後、地域特性や現場条件が厳しい現場 ⇒ <b>受注者の見積りにて設計変更</b></p>	
③ 見積の積極活用等 (不調不落・舗装工)	変更	○	<p>・交差点部や民地乗入部、交通規制等の制約により施工効率が低下し、作業日当りの施工量が積算基準における標準作業量に対し小規模となる<b>舗装工</b></p>	【P10参照】
	当初	—	<p>・不調不落の場合</p>	
④ 日当たり作業量の補正 [試行工事]	当初	—	<p>・再入札手続き案件 ・工事区分が「道路修繕」「電線共同溝」「道路維持」 ・大都市補正対象地域内[北九州市、福岡市のみ]</p>	

# 適切な設計変更のために③-2 ～設計変更が可能なツール2/2～

項目	適用時期	契約の可能性	内容	備考
⑤ 遠隔地からの建設資材調達	変更	○	<p>(当初発注時に資材状況等を想定できない場合) 本工事の資材については、○○地区<b>当該地区</b>から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、 当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議すること (※誤り防止の観点より○○を当該地区と読み替える)</p>	【P10参照】
⑥ 地域外からの労働者確保	変更	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通仮設費のうち<b>営繕費</b>(労働者送迎費、宿泊費、借上費)</li> <li>・現場管理費のうち<b>労務管理費</b> (賃金以外の食事、通勤等に要する費用)</li> </ul>	【P10参照】
⑦ 施工箇所点在(間接費)	変更	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械を複数箇所に運搬したり、交通規制等が複数箇所で発生したりするなど、<u>異なる施工箇所として見なすことが適当と考えられる場合には、共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出</u></li> </ul>	
⑧ 山間地等における移動時間を考慮した積算	変更	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工箇所が山間地等にあるため、工事に従事する者の現場への移動時間を考慮したときに、<u>1日8時間の作業時間を確保することが困難と認められる場合は、土木工事標準積算基準書の「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を参照</u> ⇒ <b>勤務時間なのか通勤なのかの判断が必要</b> ⇒ <b>実績を確認し、設計変更を行うこと</b></li> </ul>	

# 適切な設計変更のために④ ～3者合同現地調査～

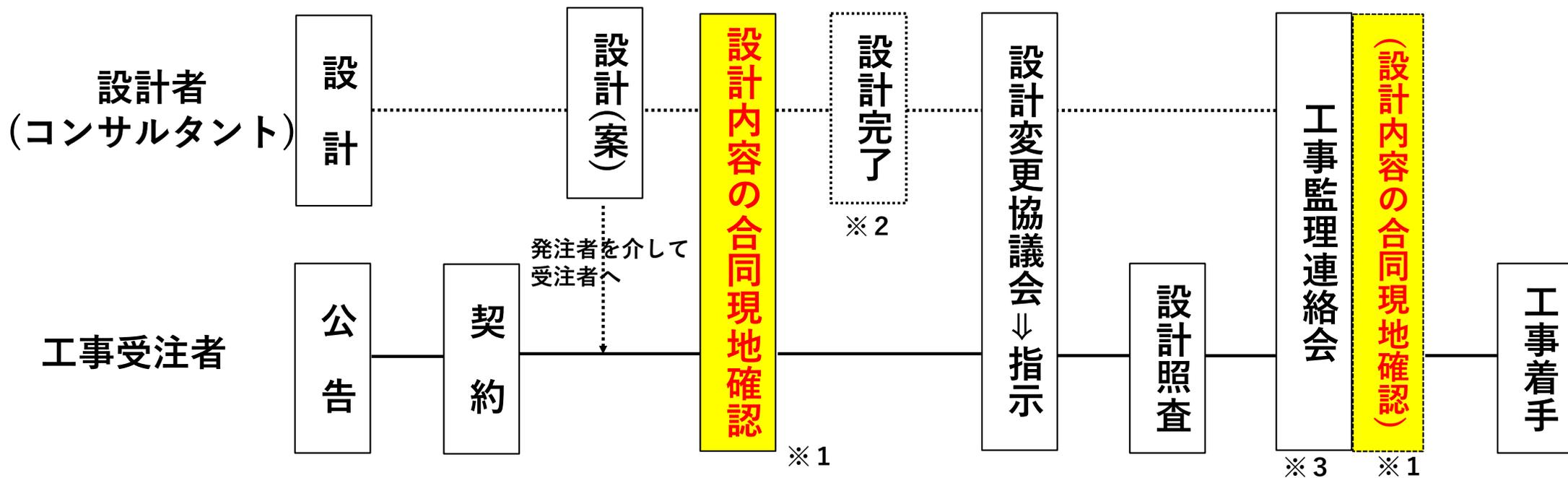
## 業界の意見

特に概算発注方式の場合、一部現地に合わない設計が見受けられる。

新たな対応

## 合同現地確認の実施

原則として、設計成果を受注者に指示する前に発注者、受注者、設計者の3者にて現地の確認を行い、設計精度の向上を図る。（概算発注の特記仕様書に追加）



※1：発注者、受注者、コンサルタントの3者合同現地調査。必要により「工事工程クリティカルパスを共有」を活用し、受注者に責によらない事案として適切な工程・費用等の変更を行う。

※2：合同現地確認の結果、必要に応じて設計の修正を行う。修正の必要ない場合は、設計変更協議会にて審議

※3：必要に応じて工事監理連絡会を実施

# 【参考】

## かんどころ 工事の適正執行のための勘所 (ver.1.1)

令和6年2月  
九州地方整備局  
企画部 技術管理課

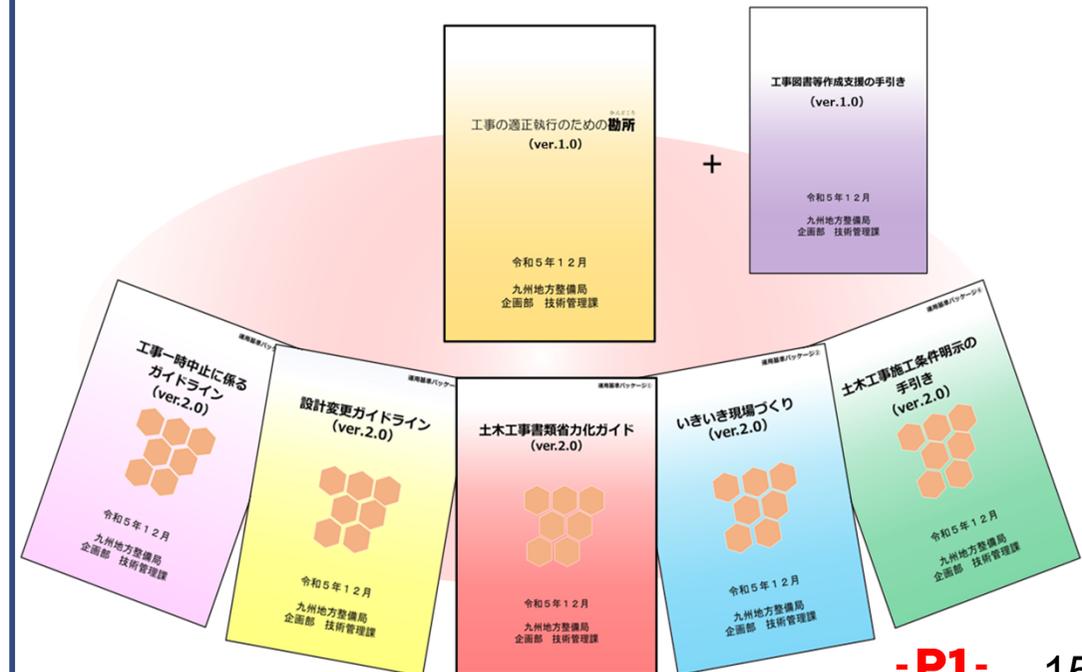
表紙

## かんどころ 工事の適正執行のための勘所

### I. 品確法に定められた、『発注者の責務』を再認識しましょう！

- 予定価格の適正な設定(必要な費用の計上、見積りの活用)
- 歩切の根拠(現場状況に即した積算)
- 低入札価格調査基準価格(自治体:最低制限価格)の設定・活用の徹底等
- 施工時期の平準化(国債、繰越活用)
- 適正な工期設定(週休2日制・雨天率・作業不能日設定、1班作業工程)
- 適切な設計変更(適切な工期確保(延期)・適切な増額変更)
- 発注者間の連携体制の構築(三者会議、設計変更協議会等に判断できる者が参加)

～働き方改革のための「五つの運用基準(通称:5ルール)」&「勘所」～



## II. 適正執行のための“勘所”を確認してください！

建設産業の新たな課題である“長時間労働の是正”や“生産性向上”に対応するため、令和元年に「担い手三法(品確法／建設業法／入契法)」が改正された。一方、令和6年4月から改正労働基準法により罰則付き時間外労働規制が建設業にも適用されることから、受発注者間に内在する課題が顕著化することが懸念される。

そこで、発注者の責務として明確化された事項等に大きく反した運用とならぬよう、発注者として適正執行に努めるべく運用の“勘所(かんどころ)”を以下にまとめた。

### 設計段階

#### ◆ 「工期」「価格」は適切か？

- \_工期設定支援システムを活用し、**複数班施工等の工事は、必要な経費を計上**
- \_地域の実情等(出水期、地域の祭り、片付け等)に応じて**必要な作業不可日を計上**
- \_平準化・余裕を勘案し工期設定(繁忙期避け)国債等を積極活用(**余裕工期を原則設定**)
- \_標準歩掛が適用できない現場は、**見積により現場条件に応じた価格設定**

#### ◆ 変更対応も視野においた条件明示を！

- \_着手後の変更も想定した上で、**事前に明確にしておくべき当初条件も記載**
- \_施工条件明示チェックリスト、**施工条件確認シート**の内容を組織的にチェック

### 施工段階

#### ◆ 日々のコミュニケーションによる“ものづくり”

- \_**工事工程クリティカルパスを共有**し、受注者の責によらない工程に影響する事案発生の場合は**工期及び費用を適正に変更**
- \_まずは当該工事に関する設計の考え方と課題を**現場技術員(監督補助)も含めて共有**
- \_事業は段取り八分。**ワンデーレスポンス(回答時期の明確化を含む)を徹底**  
**ウィークリースタンスを適用**

①依頼日・時間及び期限に関すること    ②会議・打合せに関すること    ③業務時間外の連絡に関すること

#### ◆ 円滑な協議対応

#### ◆ 設計変更資料の役割分担

- \_必要以上の情報を求めぬよう、**早々に設計変更協議会等で技術副所長等を含めて議論**
- \_上記会議では**資料作成等の役割分担を明確化**
- \_発注者自ら作成すべき資料でやむを得ず作成できない場合は、**必要な経費を計上したうえで第三者を活用**

……………【別途「工事図書等作成支援の手引き」参照】

### 完成時

#### ◆ 完成検査

- \_契約事項を理解したうえで、**「書類限定検査(標準化)」（10書類）を活用した工事検査**

### Ⅲ.現場における留意点

#### 【工事内容に見合う対価】

##### ■変更が3割を超えたことを理由に「設計変更に応じない」「打ち切り竣工」などはあってはならない

⇒○目的物の構造特性や現場条件等から分離発注が難しく一体不可分なものについては、当該工事にて適切に（増工）設計変更を行う。

○そのためには、指示内容の費用を把握した上での予算管理が行えるよう、現場(出張所長・建設監督官)と発注担当課は常に情報共有

注意：・設計変更協議会で変更内容を確認、両者納得の上で変更

##### ■変更において、一方的な当初数量減は厳に慎むこと

⇒○当初発注の前提条件でもある「数量」を大幅に変更する事は、当初発注時の「入札の公平性」にも影響

○やむを得ず数量減とせざるを得ない場合においては、事前に受注者への丁寧な説明と対等な立場での議論により合意を得ること

注意：・設計変更協議会で変更判断・決定できる職員の下、内容の確認を行うこと

##### ■過去の變更事例に関わらず、適切な理由で現場施工されたものは設計変更の対象とする

⇒○品確法に定められている発注者の責務として「適切な設計変更（適切な工期確保・適切な増額変更）」から、受注者の責によらない必要な施工に対しては相応の対価を支払う必要がある

○一方で、設計変更には施工条件変更理由が必要であることから、当初発注時の「条件明示」や契約後の「工事工程のクリティカルパスの共有」は重要である

注意：・施工上、必要な内容等については契約上、協議に基づき変更の対象とする

#### 【生産性向上】

##### ■運搬可能な規格の製品であれば、現場打ちとの経済比較なしでプレキャストを採用してよい

⇒○中型までのプレキャストであれば、特車等により運搬可能なものは、原則、二次製品を採用

ただし、現場・運搬条件等によっては、採用出来ない場合もあり得る

○大型プレキャストの場合は、VFM比較(例えば、工期/技能者数/安全性/施工日数/休暇日数/ランニング費用/環境負荷/景観/早期完成効果/地域特性etc)により有利であればプレキャストの導入が可能

注意：・施工者からプレキャスト活用の提案がなされた場合、従来であれば「承諾」による施工であったが、中型までの一般的な製品であれば変更可能【心配であれば技術管理課へ相談】

#### 【技術者交代】

##### ■やむを得ない事情や一定の区切りが認められる場合は、監理技術者は交代してよい。

⇒○以下の途中交代の要件を満たせば交代が可能

①病気・死亡・退職等、やむを得ない場合(時期を問わず途中交代が可能)

②受注者の責によらない契約事項の変更(工期延期)を伴う場合、交代が合理的な場合

③工程上一定の区切りと認められる(品質・出来形管理が必要な工種完了)場合

注意：・交代前後の監理技術者は、同等以上技術力確保が必要。

・同等以上の技術者配置が出来ない場合は、競争参加資格満足すれば、交代可能。なお、その際に後任技術者が前任技術者と同等とならなかった場合、前任技術者と同等の技術力により工事が実施されれば、工事評点の減点は行わない。 -P3- 17